

## 別添6 粗飼料供給地新規開拓支援事業

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合又は畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人とする。

### 第2 事業の内容

事業実施主体は、飼料用の国産稲わらの収集の増大を図るため、次に掲げる取組を自ら実施し、又は第3の1に規定する生産者集団、第3の2に規定する稲わらの収集・販売を行う飼料生産組織、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合又は畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「生産者集団等」という。）が1及び2の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

#### 1 稲わら供給地の新規開拓

生産者集団等が主食用米等の産地との調整を実施し、集落営農組織や耕種農家等から稲わらを新規に確保する取組

#### 2 稲わらの保管場所確保

生産者集団等が、集落営農組織や耕種農家等が昨年度よりも増加して収集・確保した稲わらを保管するために必要な簡易なハウスの設置、倉庫等を借り受ける取組

#### 3 推進指導事業

1及び2の取組を円滑に推進するための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等

### 第3 事業の要件

#### 1 生産者集団

生産者集団は、3者以上の畜産経営体から構成され、次の（1）から（4）までの全てを内容とする規約を有するものとする。

- （1）生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- （2）生産者集団の運営に関する事項
- （3）畜産振興に関する事項
- （4）その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

#### 2 稲わらの収集・販売を行う飼料生産組織

稲わらの収集・販売を行う飼料生産組織とは、平成29年から令和元年までに飼料用として稲わらを収集し畜産経営体に販売した実績を有する、次の（1）から（7）までのいずれかに該当する組織とする。

- （1）農業協同組合又は農業協同組合連合会
- （2）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

- (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (5) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
  - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
  - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（（2）又は（4）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
- (6) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。
- (7) 飼料生産に係る作業を営む、次のア及びイを満たす組織。
  - ア 規約又は定款を有しており、飼料生産に係る作業を行うことが記載されていること。
  - イ 収支計算書、会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

#### 第4 事業の実施

##### 1 事業実施要領の作成等

事業実施主体は、第2の事業により生産者集団等に補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

##### 2 事業実施計画の作成

生産者集団等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の別紙を内容とする事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

##### 3 都道府県知事への報告等

事業実施主体は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめ、事業に参加する生産者集団等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

##### 4 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

## 第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第6 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第7 事業の実績報告

生産者集団等は、遅滞なく事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

事業実施主体は、生産者集団等から提出された事業の実績を取りまとめの上、生産者集団等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出するとともに、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの農協等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

## 第10 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 生産者集団等は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の1及び2の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、事業実施主体及び事業に参加する生産者集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

## 第11 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 稲わら供給地の新規開拓	旅費、通信運搬費、消耗品費	定額
2 稲わらの保管場所確保	昨年度よりも増加して収集・確保した稲わらの保管のための簡易なハウスの設置に必要な資材費、倉庫等を借り受ける際の賃料	2分の1以内 ただし、生産者集団等1組織当たり、簡易なハウスの資材費については520千円、賃料については90千円/月をそれぞれ上限とし、かつ、令和3年3月末日までの間のこれらの総額として生産者集団等1組織当たり580千円を上限とする。
3 推進指導事業	1及び2の取組を円滑に推進するための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので畜産経営災害総合対策緊急  
支援事業実施要綱別添6の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 稲わら供給地の新規開拓				
2 稲わらの保管場所確保				
3 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書



別紙様式第1号の別紙

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業  
(粗飼料供給地新規開拓支援事業) 実施計画書

1 稲わら供給地の新規開拓

生産者集 団等名	実施時期	取組内容 ※	事業費	負担区分		積算	備考
				機構 補助 金	その 他		
合計							

※ 生産者集団等ごとの新規開拓のための調整の詳細について関係書類を整理すること。

2 稲わらの保管場所確保

生産者集 団等名	実施 時期	事業概要		事業 費	負担区分		積算	備考
		稲わら新 規確保量 (kg)※ <sup>1</sup>	取引先名 ※ <sup>2</sup>		機構 補助 金	その 他		
合計								

※<sup>1</sup> 生産者集団等ごとに、販売量や購入量の帳簿等から、前年度から増加した新規の稲わらの確保量を掲載すること。また、ロール等の大きさ及び数量、本事業にて確保した保管場所ごとの保管量を整理し、必要な範囲で保管場所を確保したことが分かるよう書類を整理すること。

※<sup>2</sup> 生産者集団等の場合は購入元、飼料生産組織の場合は販売先を記載すること（同一稲わらについて、重複して保管場所を確保していないことを説明できるようにすること）。

3 推進指導事業

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		機構補 助金	その他		
合計					

別紙様式第2号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添6の第6の2の規定に基づき申請します。

#### 記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添6の第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名  
預金種類  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）について、下記のとおり実施したので、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添6の第7の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績額を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日                      令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（粗飼料供給地新規開拓支援事業）補助金について、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱別添6の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>（ 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                           | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                     | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2）   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料